

仕様書に対する質問・回答書

令和7年12月9日

業務名	自動体外式除細動器（AED）の賃貸借
-----	--------------------

回答者 岡山県警察本部警務部厚生課長

問1 入札公告1（4）

「リース」とありますが、弊社は、AEDを含む高度管理医療機器の販売業・賃貸業許可を取得していますので、リース会社を介さず直接、お貸しする賃貸借契約としてよろしいでしょうか。

答1 入札公告2に記載の入札に参加する者に必要な資格を満たしていることが必要となります。

問2 仕様書2（1）⑪

賃貸借契約書 第8条

「定期交換」とありますが、消耗品の定期交換は、使用期限を迎える前に、QRコード読み取りで交換要領が分かる案内文書と新しい消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者に交換していただき、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送いただく運用でよろしいでしょうか。

AED使用時には、弊社コールセンターへご連絡いただき、QRコード読み取りで交換要領が分かる案内文書と補充消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者に交換していただき、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送いただく運用でよろしいでしょうか。

答2 仕様書に示したとおり、定期交換は、受注者が自ら現地で行ってください。

問3 仕様書4

賃貸借契約書 第5条（2）

「取扱説明を行う」とありますが、AEDに付帯する簡易取扱説明書に胸骨圧迫・人工呼吸の手順が図示され、その他に取扱説明書を同梱しており、取扱説明のYouTube動画を用意しています。また、弊社コールセンター（24時間対応）へ連絡いただければ、質問や不明点に詳しくお応えする体制もございます。

そのため、現地での説明対応は不要とさせていただいてよろしいでしょうか。

もし、現地対応が必要である場合には、弊社社員がAED本体を展示し、取扱説明書を用いて、具体的にAED使用方法・心肺蘇生法を説明することによろしいでしょうか。

答3 現地での取扱説明は必須です。なお、ここで言う「取扱説明」は、各設置先の担当者に対する機器の操作方法についての基本的な説明を想定しており、救命講習のような講習会を想定していません。

問4 仕様書6（1）

賃貸借契約書 第8条

「修理」とありますが、機器の異常が発生した場合は、弊社コールセンターに連絡いただくことで、状況を確認のうえ機器交換を行い、原状復帰します。

そのため、修理業の許可は不要との認識でよろしいでしょうか。

答4 機器等の故障時において、上記の内容のとおり無償での交換対応等を速やかに行うことで、AEDの使用に支障を来さないのであれば、貴社のお見込みのとおりです。

問5 仕様書6（3）

賃貸借契約書 第12条

「動産総合保険」とありますが、添付文書の内容で動産総合保険同等以上を保証しておりますので、加入は不要でよろしいでしょうか。

答5 動産総合保険同等以上の保証内容を厚生課で確認できた場合は、動産総合保険を付保しなくてもかまいません。